

令和2年5月12日

保護者様  
瀬野川学園長様

広島県立呉特別支援学校  
校長 古谷 晶江

### 臨時休業期間中における自主登校の実施について（お知らせ）

平素から本校教育に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、広島県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避等のため、臨時休業の期間を5月31日まで延期するとの通知がありました。また、5月11日、広島県教育委員会から「県立学校における臨時休業期間中の自主登校の実施について」通知があり、「学習機会の確保」や「心のケア」の観点により、この臨時休業中の自主登校について、5月18日（月）から開始する旨の通知がありました。

ついては、臨時休業中の自主登校を実施するに当たっての考え方を次のとおり整理していますので、御理解と御協力をお願いします。

また、自主登校は保護者、本人の了解のもと登校するものであり、登校しても出席扱いとはせず、登校しなくても欠席扱いとはしません。

#### 1 学習機会の確保について

引き続き、臨時休業中は5月8日付「臨時休業中の学習機会の確保について（お知らせ）」のとおり行うとともに、分散自主登校日は、各学年学級の日課を行います。

#### 2 心のケアについて

様々な不安や悩みなどの相談には、学級担任や養護教諭を中心に全教職員で対応します。

#### 3 分散自主登校について

希望する児童生徒については、次の表のとおり指定する日を自主登校日とします。希望の有無を5月15日（金）の正午までに担任へ御連絡ください。なお、スクールバスを利用する場合は、4（2）と同様に御連絡ください。また、希望していた日に登校しない場合はスクールバス及び学校へ御連絡ください。

| 月日    | 5/18（月）                       | 5/19（火）                            | 5/20（水）                         | 5/21（木）                               | 5/22（金）                     |
|-------|-------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| 対象学年等 | 小1,小6-1, 小5・6-1<br>中3<br>高3   | 小2<br>中1<br>高1                     | 小3-1, 小4・5-1,<br>中2<br>高1-1, 高2 | 小1,小6-1, 小5・6-1<br>中3<br>高3           | 小2<br>中1<br>高1              |
| 月日    | 5/25（月）                       | 5/26（火）                            | 5/27（水）                         | 5/28（木）                               | 5/29（金）                     |
| 対象学年等 | 小3-1, 小4・5-1,<br>中1, 中2<br>高2 | 小1,小6-1, 小5・6-1<br>中3,<br>高1-4, 高3 | 小2<br>中1<br>高1                  | 小3-1, 小4・5-1<br>中2,<br>高1-2, 高1-3, 高2 | 小1,小6-1, 小5・6-1<br>中3<br>高3 |

#### 4 やむを得ない理由で自主登校する児童生徒について

保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒について、社会福祉サービス等の利用ができない等のやむを得ない理由により、日中、居場所を確保できない等の場合は、個々の状況を把握させていただいた上で、引き続き次のとおりの対応で児童生徒の自主登校を受け入れるものとします。

##### (1) 保護者等の送迎

自主登校日の前日（月曜日の場合には金曜日）の正午までに学校に御連絡ください。

##### (2) スクールバス利用

スクールバスは運行します。運行便（登校便及び下校便）を確定する必要がありますので、必ず自主登校日の前日（月曜日の場合には金曜日）の正午までに学校に御連絡ください。

#### 5 給食について

分散自主登校を希望する児童生徒及びやむを得ない理由で自主登校する児童生徒とも通常どおり実施します。

#### 6 健康観察カードについて

登校の有無に関わらず、毎日記録を付けてください。登校する場合には持参してください。